法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

占領初期沖縄群島における六・三・三制の導入と教科書事情

萩原, 真美 / HAGIWARA, Mami

(出版者 / Publisher)
法政大学沖縄文化研究所
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
沖縄文化研究
(巻 / Volume)
45
(開始ページ / Start Page)
467
(終了ページ / End Page)
504
(発行年 / Year)
2018-03-31
(URL)
https://doi.org/10.15002/00014512

占領初期沖縄群島における六・三・三制の導入と教科書事情

萩原真美

はじめに

一九四五年四月、米国海軍政府の樹立により沖縄[1]はアメリカ軍による直接軍政が布かれ、対沖縄占領政策が実施された。その中でもいち早く実施された政策の一つが教育政策である。沖縄における米軍占領の拠点とされた沖縄群島の場合、占領開始直後は米軍政府の教育部が担当した。同年八月沖縄側の行政組織である沖縄諮詢会[2]（以下、諮詢会）の発足後は、米軍政府教育部の指示の下、諮詢会教育部が担った。翌年一月以降は、諮詢会教育部を改組した沖縄文教部が、一九四六年四月沖縄民政府発足以降は、沖縄民政府文教部が担当した。

教育政策は、状況の許す限り早急に開始することとされた。その方針として、まず収容所内の初等

学校段階の児童を対象に実施、次に年長児童や収容所外の児童を対象とすることが示された。教育内容に関しては、超国家主義的・軍国主義的教育の禁止、沖縄の独自性を尊重し、新たな沖縄を建設していこうとする精神（姿勢）である「沖縄の道」に沿って実施することが掲げられた。その方針に則り、沖縄戦開始間もない一九四五年四月六日には高江洲初等学校が開校、[3]その後、可能なところから随時学校が再開していった。同年八月には教科書編集所が設けられ、沖縄独自に編纂された謄写版の教科書、いわゆるガリ版刷り教科書の編修が開始した。一九四六年一月には、師範部、外語部、農林部の三部からなる沖縄文教学校が設置され、その師範部では短期間での初等学校教官の養成、外語部では英語教官の養成を担った。そして、同年四月初等学校令の施行により、初等学校八年、高等学校四年からなる八・四制が制定された。[4]

占領下沖縄における教育政策は、群島毎に置かれた軍政府の布告・布令・命令により実施された。いずれの群島も、日本本土（以下、本土）に一～数年遅れて本土の教育法制や諸制度が導入されていく。そのうち、四群島にわたって最も早く導入された教育制度が六・三・三制である。六・三・三制は奄美、沖縄、宮古で本土より一年遅れの一九四八年度から、八重山は一九四七年度から六・三・三制と八・四制の二本建学制が実施され、一九四九年度より完全に六・三・三制となった。[5]

六・三・三制の代表的な研究に、三羽光彦『六・三・三制の成立』[6]がある。三羽は六・三・三制の成立過程について、教育課程基準の形成、学校制度の再編成、学校教育法案の立案過程といった国家段階の

政策決定過程から実証的に研究している。だが、占領下沖縄の六・三・三制の成立は対象としていない。小林文人「教育基本法と沖縄―社会教育との関連をふくめて」[7]は、各群島における教育基本法導入の経緯の差異を論じる中で、六・三・三制の導入について言及している。宮古と八重山は、測候所の船を媒介として、奄美では現職教師二名による「密航」によって、本土の教育法規や学制改革に関する史料を入手した結果、教育基本法及び学校教育法が公布され、六・三・三制が発足したことを論じている。その要因については、「法律も学制も本土と同一にして復帰に備えるという民族主義的な教育観があり、指導的な教育者たちの機略と熱情が働いた」[8]と結論づけている。ただし、沖縄群島に関しては、「教育法制についての体系的な議論は見当たらない」[9]ことを指摘するに留まっている。佐久間正夫「戦後占領初期の沖縄における教育改革に関する研究（1）―宮古教育基本法と教科書編集事情を中心に―」[10]は、宮古が他の群島に先駆けて六・三・三制が成立したという先行研究の見解や教科書編纂の状況について、当事者に対する聞き取り調査で再確認できたことを論じている。ただし、教育基本法と教科書編集の関連性は検討されていない。三羽光彦「戦後初期奄美地域における新制高等学校創設に関する一考察―青年学校の町村立実業高等学校への改革に着目して―」[11]は、奄美群島の新制高等学校創設に至る前段階として存在した実業高等学校を検証し、その実業高等学校を母体として新制高等学校が創設されたことを指摘している。だが、奄美の六・三・三制の成立そのものは検証していない。萩原真美「占領下沖縄における社会科の誕生」[12]では、六・三・三制に伴い設置された沖縄の社会科について、教育法

令・諸制度導入における本土と沖縄の時間的なズレに着目し、その要因を検証している。その要因が、沖縄側の「本土並み」志向に影響していたと示唆するが、六・三・三制成立の直接的な要因の検討には至っていない。

前述のように、占領初期の沖縄では、教育行政組織や教育制度の整備に先駆けて学校を再開したものの、学校教育をいかに実施するかに苦慮していた。そのような状況の中で、米軍側が最低限の教育を行うためにとり急ぎ取りかかったのが、子どもたちに教えるために必要な「教材」、すなわち教科書の作成である。その教科書は謄写版で印刷されたことから、「ガリ版刷り教科書」と称され、占領下初の教育制度である八・四制下では、正規の教科書として使用された（ガリ版刷り教科書については1で詳述）。八・四制を廃止し、六・三・三制を導入することにより、それまで使用していたガリ版刷り教科書では新たな教育課程に対応しきれず、米軍が限られた予算を投じ、沖縄側が労力をかけて実施した教科書編纂業務が水の泡になるおそれがある。にもかかわらず、沖縄側が六・三・三制を導入したのには、教科書事情の変化が少なからず関係していると考えられる。

ところで、占領初期の沖縄にとって、沖縄戦後の壊滅的な被害からいかに復興していくかが大きな課題であった。これは沖縄在住の人々のみならず、戦前に移民や移住等により、沖縄以外の地域・国に居住する沖縄出身者にとっても、喫緊の課題であった。[13] 沖縄の復興に対し、精力的に取り組んでいた代表的な組織が、一九四五年一一月に発足した沖縄人連盟（以下、連盟）である。沖縄民政府（と

りわけ文教部）や連盟は、沖縄側が力を入れて実施していた教育政策により、いかにして喫緊の課題であった復興へ向かおうとしたのか。本稿では、米軍による占領の拠点であり、教科書編纂においても中心であった沖縄群島における六・三・三制の導入について、占領初期沖縄の教育において大きな課題となっていた教科書事情に着目して検証する。

1. 占領初期沖縄における教科書事情

（1）ガリ版刷り教科書の作成

沖縄戦の最中、学校が再開したものの、戦争の惨禍により校舎は破壊され、机、椅子、黒板などの設備は勿論、学用品や教科書もなく、まともに教育が行える状況ではなかった。最低限の教育を行うために取り急ぎ作成されたのが、沖縄独自に作成された謄写版の教科書、いわゆるガリ版刷り教科書である。沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典』[14]には、以下のように説明がなされている。

戦後最初に沖縄で編集・配布された教科書。一九四五年（昭和二〇）八月米軍政府の指示で沖縄教科書編集所が設置され、とりあえず〈算数〉〈読方〉教科書の編集が開始された。編修には若干残っていた沖縄師範学校附属国民学校の教科書が参考にされたが、〈偏狭ナル思想ヲ去リ人類愛ニ燃エ新沖縄建設ニ邁進スル積極進取ノ気魄ト高遠ナル理想ヲ与エル〉[15]という編集方針に基

づき、内容の大部分は沖縄関係に取材した。作成された教科書はガリ版刷りにされて各学校に配布されたが、四八年一月、資材・設備の不足により編集・配布がともに停止された。しかし、同年六月に一三〇万冊の本土教科書が到着し、以後本土教科書を使って教育がおこなわれるようになった。[16]

ガリ版刷り教科書の編集事情については、吉田裕久『占領下沖縄・奄美国語教科書研究』[17]に詳しい。吉田は、四群島のガリ版刷り「国語」教科書を可能な限り収集して分析する作業を通じて、教科書事情は群島毎に異なっていたことを明らかにした。吉田は、沖縄群島では一九四五年八月に沖縄教科書編集所を設置し、戦前の教師を中心とした沖縄人を編集担当者として招集して編纂作業を開始したこと、四六年に入ると宮古・八重山でも自主編集の教科書を計画したが、四六年度中には軍政府文教部の指示により沖縄群島で編纂された教科書を両群島でも増刷して使用することになったこと、奄美は当初墨塗り教科書乃至その残存教材をガリ版で増刷したが、四七年秋に本土の暫定教科書の密輸に成功、それをガリ版増刷して使用したため、奄美独自の教科書は発行されなかったことを論証した。[18]

ガリ版刷り教科書の編集方針は、教科書編纂の趣旨及び全十項目からなる留意事項が挙げられた「初等学校教科書編纂方針」（一九四六年）[19]と、A～Dの四項目からなる「編纂方針の具体化」（一九四六年）[20]に示された。「初等学校教科書編纂方針」には、ガリ版刷り教科書教科書の特徴として、「臨時の教科書」、「読方・算数を中心とするもの」、「教材の程度を低くする」ことなどが挙げられた。教科書

の内容に関しては、主に「新沖縄建設に邁進する」「沖縄の向上を図る」「特に米国に関する理解を深める」「科学的教材を多くする」ことが挙げられた。「編纂方針の具体化」のうち、CとDは「沖縄の道（新沖縄建設の精神）」に関する項目である。なかでも、「D．沖縄の道（新沖縄建設の精神）」が最も詳しく説明されている。[21] よって、ガリ版刷り教科書の内容は、米国に関する理解を深め、科学的教材を多くし、とりわけ「沖縄の道」を重視したものだったと言える。なお、教科書編集課長であった仲宗根政善は、教科書の編集について、「①日本的な教材は絶対にダメ、②軍国主義的教材もダメ、③超国家主義的な教材もダメ、基本原則はこの三つでした」[22]と回想しているが、この点に関しては、個々の教科書の内容と照らし合わせて詳細に検討する必要がある。

以上、占領初期の沖縄において、最低限の教育を行うために取り急ぎ作成されたガリ版刷り教科書について述べた。ガリ版刷り教科書が作成されたとされる期間（一九四五年八月～一九四八年一月）は概ね八・四制が布かれていた時期（一九四六年四月～一九四八年三月）と合致していることから、八・四制下ではこのガリ版刷り教科書が正規の教科書だったと言える。ガリ版刷り教科書は、それが作成された経緯からも分かるように、編集方針、執筆者、米軍による指示等が分かる史料等が断片的で、教科書の現物が現存しないものも多く、それ自体を明確に定義することが困難である。本稿では、八・四制下の正規の教科書としてガリ版刷り教科書を検証するため、①沖縄文教部・沖縄民政府の文教部で発行され、沖縄群島の学校に配給されたと考えられるもの、②一九四五年八月の編纂作業開始から

八・四制が終焉する一九四八年三月までに発行されたと考えられるもの、③児童生徒用のみならず、教師用として作成されたものを含むという①～③の条件を満たすものを対象とする。なお、英語や歴史など、一部の科目の中には、一九四八年四月以降に発行されたものが現存するが[23]、これについては稿を改めて論じることにしたい。

（2）沖縄群島におけるガリ版刷り教科書の種類と配給状況

占領初期沖縄で刊行されたガリ版刷り教科書及びその内容は、月刊沖縄社編『激動の沖縄百年　教科書復刻版』[24]六巻や、琉球政府文教局研究調査課編『琉球史料』第三集教育編[25]でその一部が確認できる。各教科科目の教科書に関しては、「国語」は吉田裕久『占領下沖縄・奄美国語教科書研究』[26]、英語は村田典枝「戦後初期沖縄におけるガリ版刷り初等学校英語教科書の研究」[27]、与那覇恵子「米国占領下の沖縄における小学校英語教育一九四五年～一九五三年：ガリ版刷り小学校英語教科書に焦点をあてて」[28]、歴史は萩原真美「占領初期沖縄における歴史教育の志向性―『沖縄歴史参考資料』を手がかりに―」[29]で検討されてきたが、現物は限られており、未発掘の教科書も多い。

【表1】は、上記の研究成果をふまえ、筆者の実態調査により現存が確認できた沖縄群島で発行されたガリ版刷り教科書について、八・四制の教育課程と照合して整理したものである。[30]先に見た『沖縄大百科事典』によると、ガリ版刷り教科書の刊行時期は、一九四五年八月に教科書編集所が設置さ

れてから一九四八年一月に編集・配布がともに停止された頃と考えられる。だが、戦後那覇市で最初に開校した壺屋初等学校の一九四八年三月二四日の日誌には、『八年理科教師用』が四部配給された記録があり、[31] 少なくとも八・四制が布かれていた一九四八年三月までガリ版刷り教科書が配給されたことが確認できる。この時期まで配給されたのは、本土の教科書の入荷時期が確定しておらず、新年度に向けて最低限の教材を揃える必要があったことに加え、理科の場合、低学年から順次教師用の教科書を作成・配給してきた経緯から、『八年理科教師用』を以って全学年分の教師用の教科書が揃う所以ではないだろうか。おそらく、他の学校も同様の状況だったと推察される。これらに鑑みると、少なくとも八・四制が布かれていた一九四六年四月から一九四八年三月までは、ガリ版刷り教科書が正規の教科書とされたと言える。現時点では、六・三・三制が導入された一九四八年四月から、本土の教科書が輸入された同年六月までの二ヶ月間における教科書配給状況は確認できない。だが、同年四月二二日の軍民連絡会議において、軍政府側から、「日本で教科書が印刷済みで輸送されんばかりである。相当量で生徒が銘々教科書を持つことになる」[32]と報告されており、間もなく本土の教科書が入ってくるという前提の下、学校現場ではすでに配給されたガリ版刷り教科書を、各学校で増刷するなどの方法で対応したと推察される。

【表1】を見ると、ガリ版刷り教科書のほとんどが初等学校用であることが分かる。高等学校のものは、『高等学校文学教材　二』、『漢文』、『高等学校外国地理教授要目』の三点のみである。現存す

【表1】八・四制下(1946年4月～1948年3月)の沖縄群島におけるガリ版刷り教科書の例

教科	科目	学年	教科書名	発行年月		現物の所在			備考
				年	月	1	2	3	
人文科	読方	初1	ヨミカタ　ーネンセイ	46*	—		●	A	表紙+本文全24頁(6頁欠)。『一ネンセイ』と同内容。
			ーネンセイ	46*	—	●			『ヨミカタ　ーネンセイ』と同内容。
			よみかた上　ーねんせい	47*	—			A	タイトル縦書き。本文1-35頁。
		初2	よみかた　二年生	46*	—		●	A	もくろく、本文1-8頁。
			二年生　ヨミカタ	46*	—			A	本文9-22頁。全12の題材のうち、1～6の題材が欠落。
			二年生	47*	—	●			
		初3	三年生　よみかた	46*	—			A	タイトル横書き。本文1-11、6、12、6、13-27頁の順。表紙に「教師」と記載。
			三年生	47*	—	●			『よみかた』『よみかた三年生』と同本。
			よみかた	47*	—			A	『三年生』『よみかた三年生』と同本。
			よみかた　三年生	47*	—			A、F	『よみかた』『三年生』と同本。タイトル縦書き。本文1-65頁。
		初4	四年生	46*	—	●			
			よみかた　四年生	47*	—			A、F	『四年生』の改訂版。
		初5	五年生	46*	—	●			
			五年生の読方	46*	—			A	本文1-74頁。
			タイトルなし	—	—			A	本文1-55頁。脇に「番5」と記載。本文の内容から、五年生の読方の教科書と推定。
		初6	よみかた　六年生	46*	—			A	表紙～14頁、40-41頁欠落。
		初7	読方　七年生	46*	—			A	『七年生』と同本。
			七年生	46*	—	●			『読方　七年生』と同本。
			タイトルなし	—	—			A	本文1-62頁。内容から、七年生の読方の教科書と推定。
		初8	八年生	46*	—	●			『読方本　八年生』と同本。
			読方本　八年生	46*	—		●		『八年生』と同本。
		不明	タイトルなし	—	—			A	本文1-18頁。初等学校の読方の教科書のうち、内容が一致する部分なし。
	文学	高1	漢文	47*	—			D	表紙に、「一九四七年　漢文　一年一組伊波常雄」とあることから高1と判断。教員による自作教材の可能性が高い。
		高2	高等学校文学教材　二	46*	—			A、D	
	公民	18 初4	公民科教育資料　礼法要項	46	6～	●		A	表紙+目次＋本文全30頁。
	歴史	8* 初5 1	沖縄歴史参考資料	46	—			B、E	表紙+中表紙+本文全33頁。教師用。同書の翻刻が、金城唯恭編『新沖縄文化史』(郷土誌研究会、1956年、1-19頁)に所収
			沖縄年表	47*	—			A	表紙+本文全5頁。
	地理	初6	地理　六年	47*	—			A	表紙+本文全20頁。
		初7	地理　七年	47*	—			A	表紙+目録+本文全11頁。
		8* 初5 1	世界地図	47*	—			A	表紙+目次+全28頁。『世界地図(その四)』と同本。
		8* 初5 1	世界地図(その四)	47*	—			A	表紙+目次+全28頁。『世界地図』と同本。
		8* 初5 1	沖縄地図	47	9			B	全18枚のプリントとして配給されたと推察。プリントを18枚張り合わせて、一枚の掛地図の状態で所蔵。
		2 高1 1	高等学校外国地理教授要目	47	11			A	本文全19頁。

理数科	算数	初2	算数二年生	—	—			A	表紙（車の絵）+本文1-10頁＋読方の一部（1頁分）。
			算数二年生	—	—			A	表紙+本文1-8、22-26頁。
		初3	算数三年生	—	—			A	本文1-16頁＋1年生の理科の一部（2頁分）。
	理科	初3	自然の観察三年用	—	—			A	中に「自然の観察三年教師用」と記載。
			自然の観察教師用三年	—	—			A	表紙+本文1-21頁。表紙に「学校用」と記載。
		初4	理科四年教師用第一学期六月上旬まで	47	4			A	表紙+「凡例・おことわり」+本文1-26頁。
		初5	理科五年教師用第一学期第一集	47	3			A	表紙+「凡例・おことわり」+本文1-33頁。
			理科五年生1946	46	—			A	表紙+本文1-8頁。
			理科五年生教師用1946	46	—			A	表紙+本文1-8頁＋1頁×2枚。
		初6	理科六年教師用1947年度自4月至六月上旬	47	4			A	表紙+本文1-10頁。
			理科六年教師用第二集	47	—			A	表紙+本文11-22頁。
			理科六年教師用第三集	47	8			A	表紙+本文23-43頁。
		初7	理科七年教師用	47	4			A	表紙+本文1-25頁＋追加図表4頁。
			理科七年教師用第一学期残部	47	6			A	表紙+本文27-34頁。
		初8 7 1	初等科七、八年理科教材第二集	46	12			A	表紙+本文19-33頁。
			理科七年生兼八年生　教師用1946	46	—			A	表紙+「目録予定」+本文2-17頁。
芸能科	音楽	初4●	音楽	—	—			A	表紙+全8頁分。19の唱歌が収録。表紙の「四年生用？」のメモから、初4用と推定。
		—	音楽遊戯補助教材Ⅰ	—	—			A	表紙+本文全9頁。
体育	体錬	—	初等学校　体錬科要項	—	—			D	表紙＋本文全9頁。
		—	排球競技規則	47	—			A	本文全11頁。
家政科	裁縫	初4	第四学年裁縫	—	—			C	表紙+もくろく+本文全21頁。
	家事	初7	七年生家事	—	—			C	表紙+もくろく+本文全34頁。
		初8	八年生家事	—	—			C	表紙（パンの絵）+本文全19頁。
		初8	八年生家事	47*	6*			C	表紙（ディゴの絵）+目次+本文全23頁。同表紙と同じものが、1947年6月20日文教第191号「初等学校　兼任教官服務ニ関スル件」の裏に印刷されていることから推定。

筆者の実態調査により作成。読方・文学は、吉田裕久『占領下沖縄・奄美国語教科書研究』（風間書房、2010年）に依拠した部分がある。

＜注＞

・現物の所在は、1…『琉球史料』に所収、2…『教科書復刻版』に所収、3…現物が現存するもの（複写含む）を意味する。

・1、2にある場合は●で示した。3が現存するものは、所在場所をA～Fの記号で示した。記号の凡例は下に示したとおりである。

A…那覇市歴史博物館、B…沖縄県立図書館、C…沖縄県教育庁文化財課史料編集班、D…うるま市歴史民俗資料館、

E…琉球大学附属図書館、F…国立教育政策研究所教育図書館

＊…推定、—…不明を表す。

【表2】壹屋初等学校におけるガリ版刷り教科書配給状況（1946年1月～1948年3月）

教科	科目	学年	教科書名	配給年月日			配給数	備考	出所	
				年	月	日			1	2
人文	読方	1	一　読み方	46	4	12	30部		●	
			一年読方	46	5	26	50部		●	
			一年ノ読方	46	6	10	20部	11頁まで	●	
			一年読方	46	6	10	50部	6頁-11頁	●	
			一年読	46	6	22	70部	21-28頁	●	
			一年読	46	6	22	70部	13-20頁	●	
		2*	らっかさん 読方	46	4	12	30部		●	
		—	常用略字表	47	10	2	30部		●	
		3	参年用読方読本	47	2	15	—		●	
			参年用読方	47	3	15	—			●
		4	四年教科書(読方)その一	47	11	25	131部		●	
			四年教科書(読方)その二	47	11	25	131部		●	
		5	五年用読方二学期用	46	6	3～8*	30部	6月10日に「先週一受取ル」と記載されていたことから推定	●	
		6	六年読	46	2	7	—		●	
		7	七年読方	46	7	6	35		●	
		8	八年読方	46	4	3	30		●	
	公民	各学年	公民科教師用	46	7	26	—	「各学年配布」と記載	●	
		4～8	礼法要項	46	7	27	4部		●	
	歴史	5～	沖縄年表	46	3	6	2部		●	
			沖縄歴史	46	7	23	6部		●	
	地理	4～8*	沖縄地図	47	9	10	15部	各クラス1部。	●	●
		6	六年　地理	47	2	6	72冊		●	
		7～8	外国地理	48	2	24	32部		●	●
	英語	—	英語本	46	9	28	9冊	ガリ版刷り教科書かは不明	●	
		—	日米会話	47	2	6	5部		●	
		—	英語教科書	47	6	13	27部		●	●
理数	算数	1	一年算数	46	4	30	—		●	
			一年算数	46	6	10	50部	13頁-30頁	●	
			一年算	46	6	22	70部	20頁-26頁	●	
			一年算数	47	9	1	—		●	
		2	二年算	46	1	29	20人分		●	
			二年算数	47	2	6	2部		●	
			二年算数	47	7	26	211部		●	●
			二年用算数	47	8	16	211部		●	
			二年算数	47	9	1	—		●	
		3	三年算	46	1	29	30人分		●	
			三年算数	46	4	12	30		●	
			三年算数	47	7	26	185部			●
			三年用算数	47	8	16	185部		●	
			三年算数	47	9	1	—		●	
		4	四年算	46	1	29	20人		●	
			四年算数	46	2	17	25部	表紙-17頁	●	
			四ノ算数	46	3	1	—		●	
		5	五年算	46	1	29	30人分		●	
			五年生算数	46	2	5	30部	表紙-19頁	●	
			五ノ算数	46	3	1	—		●	
		6	六年算数	46	2	17	30部	表紙-19頁	●	
		7	七年算数	46	4	30	—		●	
			七年算数教師用書	47	12	19	3部		●	
		8	八年算	46	7	27	17部		●	

	理科	2	二年用自然ノ観察	46	6	10	—	24頁まで	●	
		3	三年　自然観察	46	7	6	—	23-26頁	●	
		4	四年理科	46	7	6	40部		●	
			四年教師用（理）	46	7	27	1部		●	
			四年理科教師用	47	7	26	3部	『理科教師用（4年）』と同じか		●
			理科教師用（4年）	47	7	26	3部	『四年理科教師用』と同じか	●	
			四年理科教師用	47	9	8	2部		●	●
		5	教師用理科五年表紙	46	7	6	1部		●	
		6	六年理科自然観察目録	46	7	6	3部		●	
			六年理科教師用書	47	2	24	4部		●	
			六年理科教師用	47	7	26	4部		●	●
			六年理科教師用	48	2	24	4部	『六年理科教師用書』と同じか	●	
			六年理科教師用書	48	2	24	4部	『六年理科教師用』と同じか		●
		7	七年理科教師用書	47	11	25	4部		●	
		8	八年理科教師用	48	3	24	4部		●	
		—	季節表	46	6	10	3部		●	
		—	教師用自然観察	46	6	22	1部		●	
芸能	音楽	—	音楽遊戯	47	2	6	2部		●	
		—	音楽遊戯体錬要項	47	9	8	2部		●	●
体育	体錬	—	体錬指導要項	47	11	25	5部		●	
	衛生	—	体操衛生	47	2	6	2部		●	
生産	農業	—	農暦	46	7	23	6部		●	
家政	裁縫	5	五年裁縫	47	2	6	28冊		●	
		7～8	七、八年裁縫	46	4	3	30		●	
	家事	7～8	高等科家事	46	2	7	—		●	
		7	七年家事教科書	47	6	13	33部	『家事教科書』と同じか		●
			家事教科書	47	6	13	33部	『七年家事教科書』と同じか	●	
		8	八年用　家事	46	6	10	7部		●	
他	—	1	不明	46	4	23	50部	初メ-8頁	●	

＜出典＞那覇教育史研究所編『壺屋初等学校日誌（一九四六年）』（沖縄大学地域研究所、2004年）、那覇教育史研究所編『壺屋初等学校日誌（一九四七年）』（沖縄大学地域研究所、 2006年）、『一九四六年一月以降　学校概要　壺屋校』より作成。

＜注＞

・八・四制の教育課程に沿って示した。教科科目ごとに配給された年月日が早い順で配列した。

・出所の1は『壺屋初等学校日誌（一九四六年）』『壺屋初等学校日誌（一九四七年）』、2は「一九四六年一月以降　学校概観　壺屋校」の記載内容を表す。

・—…不明または未記入、●…推定を表す。

る教科書の科目は、人文科の読方（高等学校は文学）・公民・歴史・地理、理数科の算数・理科、芸能科の音楽、体錬科の体育、家政科の裁縫・家事の計一〇科目であった。なかでも、読方の教科書が圧倒的に多く、初等学校に関しては全学年のものがある。次いで理科が多いが、その多くが教師用である。『激動の沖縄百年　教科書復刻版』や『琉球史料』に収録されているものは、現存するガリ版刷り教科書の一部にすぎないことが分かる。ガリ版刷り教科書の現物（原本及び複製）は、那覇市歴史博物館、沖縄県立図書館、沖縄県教育庁文化財課史料編集班、うるま市歴史民俗資料館、琉球大学附属図書館、国立教育政策研究所教育図書館の六つの機関で確認できた。そのうち最も多く所蔵されているのが、那覇市歴史博物館である。ガリ版刷り教科書の現物を確認したところ、表紙や目次を含め、欠落している頁があるものや、他の教科科目の教科書が紛れ込んでいるものなどが散見される。ガリ版刷り教科書は出来上がった部分から配給されており、また、各学校で教科書自体を製本したため、そのようなことが起こったのだろう。

実際に学校に配給されたガリ版刷り教科書が確認できる数少ない史料として、「壺屋初等学校日誌」[33]（以下、「日誌」）及び「一九四六年一月以降　学校概観　壺屋校」[34]（以下、「学校概観」）がある。壺屋初等学校（以下、壺屋小）は、一九四六年一月二七日に戦後最初に那覇市に創立された学校である。壺屋地区は、戦後復興のための新産業である陶器・瓦産業の拠点で、その従事者が大量に移住してきた関係で、その子どもたちが通う学校が必要だった。壺屋小は、開校直後から毎日のように転入児童

がいる状態で、児童数は日増しに増えた。「日誌」及び「学校概観」には、その日の出来事、行事、児童の転入出、軍政府からの配給物品等が記されている。これらを基に、壺屋小に配給された教科書の種類と配給状況を【表2】に整理した。【表1】同様、八・四制の教育課程と照合させ、各科目の学年毎に、配給された年月日の古い順に示した。人文科の読方・公民・歴史・地理・英語、理数科の算数・理科、芸能科の音楽、体育科の体錬・衛生、生産科の農業、家政科の裁縫・家事の計一三科目の教科書が配給されており、ほとんどの教科科目の教科書が配給されたことが分かる。配給された教科書は、算数が最も多く、理科、読方がそれに続き、他の科目は数冊ずつである。読方、算数はすべての学年、理科は第一学年以外のすべての学年で配給された。これは、ガリ版刷り教科書の編纂方針に示された「読方・算数を中心とするもの」「科学的教材を多くする」に則った結果と言えよう。理科はそのほとんどが教師用だが、現物も同様である。【表1】のとおり、現物は読方が最も多く、算数は初等学校第二学年と第三学年の現存が確認できたにすぎない。壺屋小の配給状況に鑑みると、今後、算数の教科書が発見される可能性が考えられる。【表2】には、人文科の英語、生産科の農業が配給された記録があるが、【表1】にはこれらの教科書の編集・刊行の形跡が見られない。村田は、初等学校の英語のガリ版刷り教科書は一九四九年から一九五〇年にかけて発行されたと論じているが[35]、壺屋小の配給記録と齟齬がある。村田は、英語の教科書編集担当者がいなかったことから、「安里（安里源秀―引用者）が作成した講習会用の教材を印刷し、教師用として各学校に配布しつづけたのであろう」[36]と

推察しているように、壺屋小に配給された英語の教科書が、講習会用の教材を印刷したものである可能性が考えられる。この点については、教科書自体や発行状況が分かる史料等を発掘していくなかで、明らかにしていく必要があるだろう。

「日誌」、「学校概観」の記載事項から、いくつかの科目の教科書がまとめて配給されたことが分かる。その頻度は時期によって異なり、一九四六年一月から七月及び九月は、少ない月で月に一回、多い月は四回配給された。同年八月及び一〇月から一九四七年一月までの四ヶ月間は配給がなく、同年二月に配給された。その後再び四ヶ月間配給がなく、同年六月から一二月までは概ね月に一回のペース（ただし九月は三回）となり、一九四八年に入ると二月、三月に一回ずつ配給され、以後配給の記録は見られない。各教科科目の配給状況については、数週間の間隔のものもあれば、数ヶ月～一年以上の間隔のものがあり、不定期で波があった。

「日誌」や「学校概観」には正確な教科書名の記載がなく、【表1】と【表2】の教科書が一致しているかは確認できないが、文教部で編集・刊行された多くの教科書が壺屋小に配給され、実際に使用されたことがうかがえる。発行部（冊）数は少ないもので一～数冊、多いもので二百冊強と幅がある。「日誌」には開校初期の一九四六年一月二九日から三月一日までの学年別出席児童数の記録があるが、以後出席児童数の記載はない。壺屋小の正確な児童数は分かり兼ねるが、一九四七年六月六日に「開南初等学校創立され仝校へ児童七百名分離」[37]とあり、配給された教科書に比して児童数のほうが多い

ことがうかがえ、壺屋小の教科書不足が深刻であったと言える。なお、当時は紙が不足していたことから、公文書の裏面にガリ版刷り教科書が印刷されているものが存在する。[38] どの教科書が、いつ発行されていたかを知る上でも重要な手がかりとなるだろう。

2. 沖縄における教科書不足とその対応

(1) 沖縄人連盟による沖縄教育への復興支援

前述のとおり、戦後沖縄の教科書不足は深刻であった。それに対する沖縄民政府の対応について、教科書編修課長の仲宗根政善は自身の回想[39]の中で、当時の教科書事情について、「わずかの職員で小学校一年から高等学校までの全教科の教科書を執筆して、ガリ切りをして、印刷して全学童児童に配るというのは絶対に不可能でしょう。本土から入れてもらいたいと、われわれ、とくに編修課職員が要求したんです。ところが、なかなか入れてくれない」[40]と述べている。この仲宗根の証言から、沖縄側の教科書編集担当者が直接軍政府に本土の教科書の輸入を要望するなど、対応を迫っていたことが分かる。だが、沖縄の教科書不足を憂いていたのは、沖縄民政府の教科書編集担当者だけではない。一九四五年一一月に結成された沖縄人連盟(以下、連盟)もこの問題に高い関心を抱いていた。連盟は、焦土と化した郷土沖縄の救援及び疎開者や引揚者など本土在住沖縄出身者の生活援護を目的として結

成された。発足当初はほんど在住沖縄出身者の救援事業に尽力したが、沖縄出身者の帰還が開始した一九四六年八月以降、全沖縄出身者の利益代表団体へとその性格を転換し、「六五，〇〇〇もの沖縄出身者を組織し」[41]た。連盟発足の翌月である一九四五年一二月に機関紙『自由沖縄』を刊行した。『自由沖縄』[42]には、当時の沖縄及び本土在住沖縄出身者に対する情報、北米・南米在住の同胞らに対し沖縄の救援を呼びかける記事が多く掲載されており、戦後初期の沖縄出身者の国内外における動向がうかがえる。

『自由沖縄』上に、沖縄の教育の窮状に関して最初に伝えられたのは、一九四六年八月五日刊行の九州版第六号である。「郷里で目下欠乏してゐる品は布団、筵、鍋、釜、茶碗類の如き日用世帯道具、硯、墨、等、ペン、インキ、紙などの文房具、書籍類とくに英語の参考書、辞書、煙草、ミシン、時計、縫糸、化粧品、ランプ、茶などであるから帰還の際にはこれらの物品を携帯したほうがよい」[43]と報じられた。次いで九州版第七号・八号合併号には、「書籍は何物も一冊でも多く持つこととし殊に英語辞書や参考書類は持参することなどが推奨された」[44]と伝えられた。同年一一月一五日連盟総本部刊行の『自由沖縄』第一〇号には、上記の二つの記事をまとめた内容が掲載[45]され、以後連盟は積極的に支援をしていく。同年一二月一五日の第一一号では、連盟会長伊波普猷が出版社に対し、「刊行された書籍雑誌等を郷里沖縄の人々に送り、精神的糧たらしめ、同時に奮起を促す一助にしたいと念願いたしております」[46]と訴えた。一九四七年一月二五日の第一二号では、「沖縄民政府でも本連盟に要請があっ

たので文化部を中心とし南洋群島引揚沖縄人救護協会とも協力、日本出版協会に折衝の結果六万冊を収集、連合軍最高司令部に積出陳情中である…（中略）。沖縄への慰問であるから総本部のみでなく、地方本部でも経費負担に就て考慮すべきであらう」[47]と報じられた。

以上、『自由沖縄』上の教育支援に関する記事を見たが、連盟本部が中心となり、南洋群島引揚沖縄人救護協会や連盟地方本部にも協力を仰いでいたことが分かる。更に一九四七年二月二〇日の第一三号には、沖縄人連盟第二回全国大会を開催し、大会の総意に基づき、「文字通り一片の焦土と化した沖縄の復興は当然日本政府の負担においてなされるべきであるとの見地から、日本政府に対し積極的対策を要請すると共にマ司令部に対しても促進援助方を陳情することになった」[48]と報じられた。

（2）沖縄人連盟による日本の教科書発送に向けての動き

連盟は、書籍雑誌等の支援を行う中で、教育に直接関係する書籍を沖縄へ発送することを検討していく。このたび、連盟が沖縄の教育に直接関係する本土の書籍を沖縄へ発送する計画を立てていたことが確認できる史料として、一九四七年四月二六日に行われた「沖連総組第二号に依る懇談会」の資料[49]を発掘した。それには、沖縄の教科書不足に対する対応が、次のように記されている。

一、沖縄へ寄贈すべき書籍等に関すること

（1）教員に対し教授資料

（2）　医学書
（3）　協同組合、合作社関係書類
（4）　終戦後公布せる法令解説書
（5）　音楽文化関係及ラジオ、蓄音機、レコード
（6）　文化関係及児童関係書籍
（7）　印刷機及活字ニカク等謄写版、タイプライター
（8）　辞書ノ件（手書きで加筆―引用者）
（註）以上沖縄再建に最少限度必要なるものに限定す[50]

「（1）教員に対する教授資料、（6）文化関係及児童関係書籍、（8）辞書ノ件」は直接教育に関する書籍である。「（7）印刷機及活字ニカク等謄写版、タイプライター」もガリ版刷り教科書等の作成に欠くことができないものである。また、「（4）終戦後公布せる法令解説書」が含まれていることは特筆すべきである。

その後の動きは、以下に示した一九四七年一〇月一〇日政府宛連合国軍最高司令官総司令部覚書にある、「沖縄の中小学校向け教科書発送の件[51]」からうかがえる。

一、表記の件に関する昭和二十二年六月二十六日附連合国軍最高司令官総司令部宛終戦連絡中央事務局発覚書第四九五二号参照のこと。

二、日本で編纂され出版された学校の教科書を日本の外地に向けて積出することは日本の中小学校用に現存するかかる教科書の限られた在庫品に対して是認し難き濫費をすることになるであろうと考えられる。

三、それ故沖縄人連盟によって提案された計画は原則として認可されない。[52]

上記のことから、一九四七年四月二六日の「沖連総組第二号に依る懇談会」を経て同年六月二六日までの間に、連盟がGHQに対して沖縄への教科書送付を請願したと推察される。これに関しては、同年八月一五日の『自由沖縄』第一六号にも、連盟として「（2）小学校の教科書（約千組）を参考書として送るべく計画し、只今「終連」の好意によりG・H・Qに手続中」[53]と報じられた。だが、同年一〇月一〇日時点では、日本でも小中学校用の教科書が不足していたため、沖縄の小中学校向けの教科書発送が承認されなかった。なお、教科書以外の書籍は連盟から沖縄へ向けて発送された。同年一一月二五日の『自由沖縄』第一八号には、一〇月一〇日芝浦港より沖縄へ向けて書籍雑誌約五万冊が送られたことが報じられた。[54] また同紙には、「連盟文化部では十月上旬、沖縄、宮古、八重山各民政府あて「次郎物語」八十冊教育基本法外数十冊を夫々発送した」[55]とあり、沖縄・宮古・八重山の各民政府は同年一一月中には連盟経由で本土の教育基本法等を入手したと考えられる。先に述べたように、本土も教科書不足であり、沖縄へ日本の教科書を発送する計画は失敗に終わった。だが、その三ヶ月後の一九四八年一月、沖縄側の教科書事情に大きな変化が生じる。

(3) ガリ版刷り教科書の発行中止と六・三・三制の導入

沖縄民政府文教部や連盟による、本土の教科書を沖縄へ発送する一連の動きがある一方、沖縄側では教科書不足が続く中、ガリ版刷り教科書の編集作業が続けられた。だが、資材や設備不足の状況は、改善されるどころか深刻さを増していった。ついに、一九四八年一月二日『うるま新報』第一二八号には、「学童生徒の教科書出版については民政府文教部でいろいろと策を練つたが遂に如何とも手の施しようがなく資材設備などの関係からこれを断念すること、なつた」[56]と報じられ、ガリ版刷り教科書は発行中止へと向かうことになる。

一月二日の報道以降、一気に六・三・三制実施に向けての動きが加速する。報道から一週間後の一月九日の部長会議において、山城は「六・三・三の学制はご了承を願ひたい。来る四月から実施します」[57]と、六・三・三制導入に向けての強い意気込みを見せた。その一週間後の一月一六日、学制改革の趣旨を徹底するための協議会の案内として、文教第二十五号「学制改革六・三・三制実施について」[58]が出された。その協議会とは、「一月一九日から二九日までの間、沖縄島を一四の地域に分け、文教部の委員が出向いて制度の説明をするもの」[59]である。沖縄民政府は協議会の開催中である一月二一日付「学校制度ノ改革ニツイテ申請」[60]により、沖縄県知事名で軍政府に学制改革の許可を得る申請を行った。それには、六・三・三制への変更理由として、以下の五点が挙げられている。

一　新制度ハ別紙ニ示ス通リ経費ノ削減ニナルノデ新年度ノ予算節減ニ適応スル

二　十三才、十四才、十五才ノ生徒ヲ中等学校ニヒトマトメニシテ其ノ心理的発達段階ニ即応シ教育効果ヲアゲルコトガ出来ル

三　中等学校ニ於テハ実務教育又ハ職業教育ノ徹底ヲ期シテ高等ノ普通教育ヲ施シタイ

四　中等学校ヲ義務制ニシテ凡テノ者ニ教育機会均等ヲハカリタイ

五　新制度ハ世界ノ大勢デアル、茲ニ特別ナル御詮議ヲ以テ新制度ヲ御認可下サルヤウニ請願致シマス[61]

六・三・三制へ変更する理由として、第一に経費の削減が挙げられた。他の理由として、十三才から十五才の生徒を中等学校にひとまとめにして義務制とすること、すべての者に教育機会均等を図ること、その教育内容は実務教育又は職業教育とし、高等の普通教育を施したいことが示された。これは、本土の新教育の方針として示された内容と合致するものである。

ガリ版刷り教科書の発行中止が報道された頃を境に、沖縄群島では六・三・三制導入に向けての動きが加速化していったが、教科書発行中止と六・三・三制の導入には、どのような因果関係があるのだろか。そこで、一九四八年八月刊行の『新教育』第一号に掲載された、「新学制六・三・三を語る—山城文教部長と一問一答」[62]における山城の発言を見たい。山城は、沖縄群島に六・三・三制を導入することにした理由について、次のように語っている。

さて一九四七年の秋であった、いよいよ民政府の行政費は民政府自体で支弁するよう予告され

たので、文教部の方針はこゝに断乎として新制度採用に決定したのである、（中略）行政部面で民政府の半分に近い予算を占める文教部としては常に財政問題を考慮に入れなければならなかったのである[63]

この発言からも、予算削減が六・三・三制導入の大きな理由であったことが分かる。一九四七年秋に、沖縄民政府の行政費は民政府自体で支弁するよう予告されたとあるが、それは同年九月一六日の軍民会議で、「来年度から住民の税収を以て民政府は賄ふ様にとの指令[64]」という軍政府からの報告と考えられる。知事の志喜屋孝信はそれを受け、同年一一月二四日、軍政府に対して次年度予算に関する陳情を行った。志喜屋が、「教育費ハ戦前八十％ハ国費デアリマシタガ」と質問したところ、軍政府は「軍政府ガ（ママ）日本デ沖縄用ノ教科書ハ作ラレテヰルカラ之レカラモ経費ハ減ズルダラウ」と回答したのである[65]。2で論じたように、同年一〇月一〇日の時点では、GHQは、日本の教科書を沖縄に送るという連盟の計画を認可しないとした。だが、そのわずか約一ヶ月後の一一月二四日、軍政府は、日本で沖縄用の教科書が作られているから経費が削減できるだろうと回答したのである。わずか一ヶ月の間に、連盟の要望に対するGHQの回答とは真逆の状況になったのは、GHQと軍政府の間で何らかのやり取りがなされた結果と推察される。ただし、それが確認できる史料は管見の限りない。その約一ヶ月後の一二月二六日の部長会議で、六・三・三制への学制改革のことが初めて議題となった。文教部長山城篤男は、「学制改革をやりたい…（中略）六・三・三・四の制度[66]」と、本土の新学制そのものを提案し

た。その一週間後の一九四七年一月二日には、ガリ版刷り教科書の発行中止が報道され、同月二一日、沖縄民政府として六・三・三制への学制改革の申請を行うという急展開をみせたのである。

一九四八年三月一八日、軍政府は上記の申請に対して、「八・四制より六・三・三制への沖縄群島学校制度改正に関する貴申請は之を認可する」[67]と回答し、六・三・三制が認可された。このことは同年三月二三日の軍民連絡会議で報告された。その会議上で、志喜屋知事は軍政府に対し、「学制改革を情報[68]に載せたいと思ひますからお願ひします」[69]と述べた。学制改革の報告は、同年六月刊行の『情報』に、軍第十二号「六・三・三制学制」[70]として掲載されたと考えられる。その記載内容は、以下のとおりである。

沖縄に於ける公立学校の学制を八・四制から六・三・三制に変更する案は軍政府副長官から認可された、全公立学校で使用する教科書はげんに六・三・三制を実施している日本からあおいでいるために日本にしたがつて学制を変更するほうが、りくつにあった、いきかたであるとかんがえた、けつくわである。終戦後、日本調査のためにもうけられた合衆国教育委員会（The United States Advisory Committee on Education）も六・三・三制の採用をすすめている。この学制は現在南北琉球においても、もちいられているので、こんどの学制改革は全琉球列島をつうずる制度の統一という点にも役立つであろう。[71]

六・三・三制を実施している日本の教科書を使用するにあたり、学制を変更するほうが合理的だとあるが、それについて補足しておきたい。本土の新学制下で使用された教科書は、戦前の教科書やガリ

版刷り教科書とはその性格を異にする。なぜなら、戦前の教科書やガリ版刷り教科書が教える内容を規定しているのに対し、本土の新教科書は、教える内容は細かく規定されておらず、いかに教えるかを示したものだからである。沖縄で本土の新教科書を使用して教育を行うには、教育制度も六・三・三制に変更する必要があった。結果的に本土の教科書を採択することになった沖縄にとって、六・三・三制への学制変更は必然であった。六・三・三制採択後間もない一九四八年四月二二日の軍民会議では、「日本で教科書が印刷済みで輸送されんばかりである。相当量で銘々教科書を持つことになる。教科書は六・三・三の制度に准じて編成されて居るから全琉同程度に教育されるだらう」[72]と、日本の教科書が発送される準備が順調に進んでいることが報告された。そして同年六月一一日に約一三〇万冊の日本の教科書が沖縄に輸入されたのである。

以上、沖縄群島における六・三・三制導入に向けての動きと、ガリ版刷り教科書発行中止の決定による本土の教科書を沖縄へ輸入する動きをみた。文教部は、軍政府からの予算削減の指令に対し、志喜屋が軍政府に行った陳情に対する軍政府からの「沖縄での本土の教科書使用による予算削減」という回答を受け、六・三・三制を提案した。その一週間後にはガリ版刷り教科書の発行中止が報道され、六・三・三制への学制改革の申請・認可を経て、一九四七年四月、六・三・三制の導入に至った。沖縄群島における六・三・三制の導入は、教科書の自弁から本土の教科書の使用へと大転換した、沖縄群島の教科書事情と密接にかかわっていると言える。

おわりに

本稿では、米軍による支配の中心であった沖縄群島における六・三・三制の導入と教科書事情の関連性について検証した。米軍政府は当初、対沖縄教育占領政策方針に基づき、沖縄独自の教科書であるガリ版刷り教科書の作成、八・四制の導入、沖縄独自の教育課程に基づく教育の実施等、本土とは一線を画す教育政策を実施していた。とりわけ沖縄群島では、教育に必要とされる最低限のものが揃わず、紙、インク、印刷機など資材や機材が不足する中、せめて教科書だけでも、という思いから、ガリ版刷り教科書の編纂作業が粛々と進められた。一方、一九四六年八月沖縄における教育の窮状が『自由沖縄』の紙面上で取り上げられたことを契機に、連盟を中心に郷土救援のために書籍・参考資料を発送する動きが起こった。一九四七年に入ると、連盟はＧＨＱに対して本土の小中学校の教科書を沖縄へ送る陳情をするなど、積極的に働きかけた。結果的に連盟による日本の教科書発送の計画は失敗に終わったが、沖縄群島における六・三・三制の導入にあたり、連盟の一連の動きの中で沖縄へ本土の教育基本法等が発送されたことは特筆すべきである。しかしながら、事態は急転する。連盟の計画が失敗に終わった翌月の一一月二四日、志喜屋知事が軍政府に行った陳情に対する回答から、「本土の教科書導入による予算削減」という軍政府の意向を知るのである。それを受け、山城は一ヶ月後の軍

民会議で六・三・三制の導入を提案した。そのわずか一週間後の一九四八年一月二日、ガリ版刷り教科書の発行中止が報道され、以後、六・三・三制導入に向けての動きが加速化した。ガリ版刷り教科書の代替として本土の教科書が輸入されることになり、それに合わせて教育を行う必要性から、一九四七年四月、沖縄群島において六・三・三制が導入されるに至った。

沖縄民政府文教部は、軍政府の「本土の教科書導入による予算削減」という意向や、ガリ版刷り教科書の発行中止の決定を、またとない「好機」ととらえ、六・三・三制を導入すべく、迅速な動きをみせた。山城が、「六・三・三制の採択をあくまで財政上の理由としている」[73]のは、「予算削減」という軍政府の意向に応える形で事を運んだ経緯によると言える。その一方で、山城は新制度である六・三・三制の長所について、「米国の大部分及び日本と共通の制度を持つことは多大の利便があろうと思う。現に日本より取り寄せられた教科書もそうである」[74]と発言している。山城の発言や、沖縄群島の六・三・三制導入における一連の動きから、本土の教科書や教育制度を導入することで本土との結びつきを保持したいという「本土並み」志向が看て取れる。また、一度却下されたにもかかわらず、最終的に沖縄群島において本土の教科書の輸入が実現したのは、文教部による軍政府への継続的な働きかけや、連盟によるGHQ及び日本政府に対する教科書発送の請願という下地があったことが影響していると言えよう。

連盟が沖縄へ向けて本土の書籍・教科書等の発送に尽力した背後には、郷土沖縄の復興という強い

思いがあったからに他ならない。その思いは、米軍政下で消極的になっていた沖縄民政府側を牽引していたかにも見える。ところで、連盟に代表される、本土在住沖縄出身者の沖縄復興への思いは、どのような志向性に根差されたものなのだろうか。戸邉秀明は、「「沖縄人」のままで日本国民へと結合し、隣人である日本人とともに人権と平和を獲得したいとの展望がある」[15]ことが、沖縄人連盟以来の本土在住沖縄出身者の志向であることを指摘している。本稿では、この点について十分検討することができなかった。また、本稿では検討することができなかった、沖縄群島以外の各群島における六・三・三制導入に至る経緯と教科書事情との関連性については、今後の課題としたい。

付記　本稿の執筆にあたり、仲原善忠のご遺族である仲原正一氏には多大なご厚情を賜った。末筆となるが、ここに記して厚く御礼申し上げたい。

【註】

（1）本稿における沖縄とは、一九四五年四月以降、奄美群島、沖縄群島、宮古群島、八重山群島に分立して米軍政府の直接占領下となった四群島を指す。各群島にはそれぞれ米軍政府がおかれ、その傘下に各群島の行政執行機関がおかれた。その中心が沖縄群島であった。よって本稿で沖縄という場合、特に断りがない限り四群島すべてを指す。なお、沖縄群島に限定される事柄に関しては沖縄群島と明記するが、他の群島は奄美、

宮古、八重山のように記す。

（2）沖縄諮詢委員会という言い方もあるが、本稿では「諮詢会」で統一する。

（3）川満彰「沖縄本島における米軍占領下初の学校「高江洲小学校」―米軍占領下初の学校設立の再興とその教員と子どもたち」『地域研究』№7、沖縄大学地域研究所、二〇一〇年、四七‐六〇頁。

（4）沖縄の八・四制導入の理由を論証した研究は管見の限りなく、それがうかがえる史料も限定的である。米軍側の八・四制導入に対する見解は、一九四六年一月二日付米海軍政府指令第八六号「沖縄の教育制度」（"Okinawa Educational System", DIRECTIVE NUMBER 86,HEADQUATERS U.S.NAVAL MILITARY GOBERNMENT OKINAWA,2/1/1946,pp1-3（ワトキンス文書刊行会編『沖縄戦後初期占領史料』第二九巻、緑林堂書店、一九九四年所収、一八〇‐一八二頁）に示された。それには、「現在検討中の教育課程は、六歳から一四歳のすべての児童に八ヶ年の小学校教育を提供するもので、学校の設備が整ったら義務的にしていく」（一八〇頁）とある。沖縄側の八・四制導入に対する見解は、川畑篤郎「戦後沖縄の教育状況」一九四六年八月記述（「沖縄師範学校からの報告等　自昭和二〇年六月至二一年一一月」所収、国立公文書館所蔵）にみられる。そこには、従来の国民学校を初等学校と改称し、八ヶ年の義務教育、そしてこれに幼稚園を附設することを原則としたこと、従来の中学校・高等女学校は男女共学の四年制とし、これを高等学校と改称したとある。八・四制導入の理由やその経緯を明らかにすることは、戦後沖縄教育史研究における大きな課題である。

(5) 沖縄の六・三・三制は、本土とは違い、必ずしも学校教育法に基づいているわけではない。教育基本法や学校教育法に相当する沖縄の教育法令は、本土のそれが部分的に修正された上で導入された。最も早かったのが宮古教育基本法・学校教育法（一九四八年四月一日公布）、次いで八重山教育基本法・学校教育法（一九四九年四月一日公布）、奄美教育基本法・学校教育法（一九四九年五月一六日公布）、最後が沖縄教育基本条例・学校教育条例（一九五一年三月三一日公布）である。

(6) 三羽光彦『六・三・三制の成立』法律文化社、一九九九年。

(7) 小林文人「教育基本法と沖縄―社会教育との関連をふくめて」『教育学研究』第六五巻第四号、一九九八年、六二-七〇頁。

(8) 同上、六四頁。

(9) 同上、六四頁。

(10) 佐久間正夫「戦後占領初期の沖縄における教育改革に関する研究（1）―宮古教育基本法と教科書編集事情を中心に―」『琉球大学教育学部紀要』第八二集、二〇一三年、一九七-二〇九頁。

(11) 三羽光彦「戦後初期奄美地域における新制高等学校創設に関する一考察―青年学校の町村立実業高等学校への改革に着目して―」『中等教育史研究』第二一号、二〇一四年、四一-六四頁。

(12) 萩原真美「占領下沖縄における社会科の誕生」『人間文化創成科学論叢』第一六巻、二〇一四年、一六七-一七五頁。

(13) これに関しては、冨山一郎『近代沖縄人社会と「沖縄人」―「日本人」になるということ―』(日本経済評論社、一九九〇年)、戸邉秀明「越境者たちの復帰運動―一九五〇年代前半における在日日本沖縄人学生の組織と意識」(『沖縄文化研究』38、法政大学沖縄文化研究所、二〇一二年、四三五 - 五〇八頁)を参照のこと。

(14) 沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典』上巻、沖縄タイムス社、一九八三年。

(15) 「初等学校教科書編纂方針」の留意事項として掲載された文章の一部。

(16) 沖縄大百科事典刊行事務局編前掲書、七七七頁。

(17) 吉田裕久『占領下沖縄・奄美国語教科書研究』風間書房、二〇一〇年。

(18) 同上。

(19) 琉球政府文教局研究調査課編『琉球史料』第三集教育編、琉球政府文教局、一九五八年所収、二四六 - 二四七頁。

(20) 同上所収、二四七頁。

(21) これについては、萩原真美「占領初期沖縄における歴史教育の志向性―『沖縄歴史参考資料』を手がかりに―」(『日本の教育史学』第五八集、二〇一五年、五八 - 七〇頁)を参照されたい。

(22) 新崎盛暉編『沖縄現代史への証言』下、沖縄タイムス社、一九八二年、一八四頁。

(23) 村田典枝「戦後初期沖縄におけるガリ版刷り初等学校英語教科書の研究」(『日本英語教育史研究』(27)、二〇一二年、五一 - 七九頁)は、英語のガリ版刷り教科書は他の教科と違い、一九四九年から一九五〇年にかけて発行されたと論じている。歴史に関しては、【表1】に掲載しなかったものとして、沖縄文教部編『沖

縄歴史』（沖縄文教部、発行年月不明）がある。先行研究では本書がガリ版刷り教科書と認識されており、月刊沖縄社編『激動の沖縄百年　教科書復刻版』六巻（月刊沖縄社、一九八一年）にも所収されている。ただし、その序文に「二．本書は社会科の参考資料として中学生向きに書かれたもの」とあることから、沖縄における社会科成立後、すなわち、一九四八年四月以降に刊行されたと判断できる。よって、【表1】からは外した。沖縄文教部編『沖縄歴史』については、その序文に「社会科の参考資料」とあることから、ガリ版刷り教科書かどうかを含め、再検証する必要がある。

（24）月刊沖縄社編前掲書。

（25）琉球政府文教局研究調査課編前掲書。

（26）吉田裕久前掲書。

（27）村田典枝前掲論文。

（28）与那覇恵子「米国占領下の沖縄における小学校英語教育一九四五年～一九五三年：ガリ版刷り小学校英語教科書に焦点をあてて」『名桜大学総合研究』第二五号、二〇一六年、四三-五三頁。

（29）萩原真美前掲論文（「占領初期沖縄における歴史教育の志向性―『沖縄歴史参考資料』を手がかりに―」）。

（30）藤澤健一編著『『文教時報』解説・総目次・索引』（不二出版、二〇一七年）には、「ガリ版刷り教科書ほか」として、現存するガリ版刷り教科書等（ただし、公共機関に所蔵され、閲覧可能なものに限定）の教科書名及び所蔵が掲載されている（一〇五-一〇九頁）。筆者はその部分に関して編集協力を行った。本稿【表1】

に掲載したガリ版刷り教科書は、八・四制下の沖縄群島で刊行・使用され、教師用として発行されたものも対象としたため、一般的な教科書の形態ではないものも含んでいる。よって、「ガリ版刷り教科書ほか」の分類とは一致していない部分がある。

(31) 那覇教育史研究所編『壺屋初等学校日誌（一九四七年）』沖縄大学地域研究所、二〇〇六年、二八六頁。

(32) 「教科書来る　百三十万冊」『うるま新報』第一五一号、一九四八年六月一一日。

(33) 那覇教育史研究所編『壺屋初等学校日誌（一九四六年）』（沖縄大学地域研究所、二〇〇四年）、那覇教育史研究所編『壺屋初等学校日誌（一九四七年）』（沖縄大学地域研究所、二〇〇六年）に所収。

(34) 「一九四六年一月以降　学校概観　壺屋校」（那覇市歴史博物館所蔵）。

(35) 村田典枝前掲論文、七二頁。

(36) 村田典枝前掲論文、六一頁。

(37) 吉田裕久前掲書、二六一頁。

(38) 納富香織・小野まさ子「〈史料紹介〉「一九四七年四月以降　受領公文書綴」について」（『沖縄史料編集紀要』第四〇号、沖縄県教育委員会、二〇一七年、八九 - 一〇六頁）には、公文書の裏面に印刷されているガリ版刷り教科書の目録が掲載されている。藤澤健一は、上記の事実に加え、公文書の裏面に印刷されている教科書の断片が、琉球政府文教局研究調査課『教育資料　一九五二年前後』（沖縄県立公文書館所蔵、資料コード：0000079095　R00000448B）にもみられると指摘している（藤澤健一編著前掲書、九七頁）。

(39) 新崎盛暉編前掲書、一七七・二〇三頁。
(40) 同上、一九二頁。
(41) 冨山一郎前掲書、二五一頁。
(42) 『自由沖縄』は一九四五年一二月六日に第一号が発行され、第三三号（一九四九年一月三〇日発行）まで発行された。沖縄人連盟本部で発行されたもの以外に、九州版（第一号（一九四六年六月一五日）～第一〇・第一一号（一九四六年一一月一五日）、関西版（何号まで発行されたか不明）がある。
(43) 「郷土で欠乏の品々」『自由沖縄』九州版第一〇号、一九四六年一一月一五日
(44) 「書籍はたくさん持参せよ」『自由沖縄』九州版第七号・八号合併号、一九四六年八月二五日。
(45) 「沖縄情報」『自由沖縄』第一〇号、一九四六年一一月一五日。
(46) 「灰墟沖縄へ図書を‼出版界の義学を懇請」『自由沖縄』第一一号、一九四六年一二月一五日。
(47) 「疎開学童の救護対策や郷里機関車の輸送完了　輝く連盟一年の足跡」『自由沖縄』第一二号、一九四七年一月二五日。
(48) 「日本政府の道義心で沖縄の復興をはかれ　連合軍と政府へ陳情書」『自由沖縄』第一三号、一九四七年二月二〇日。
(49) 「沖連総組第二号に依る懇談会」昭和二二年四月二六日（仲原善忠遺族家所蔵）。
(50) 同上、一頁。

(51) 連合国軍最高司令官総司令部覚書「沖縄の中小学校向け教科書発送の件」一九四七年一〇月一〇日（石川謙『近代日本教育制度史料』第二五巻、大日本雄弁講談社、一九五八年所収、三三八頁）。

(52) 同上、三三八頁。

(53) 「沖縄文化協会設立」『自由沖縄』第一六号、一九四七年八月一五日。

(54) 「書籍五万冊発送」『自由沖縄』第一八号、一九四七年一一月二五日。

(55) 「沖縄へ書籍発行」『自由沖縄』第一八号、一九四七年一一月二五日。

(56) 「教科書出版　遂に断念」『うるま新報』第一二八号、一九四八年一月二日。

(57) 同上、五七九頁。

(58) 文教第二十五号「学制改革六・三・三制実施について」一九四八年一月一六日（沖縄県教育委員会編『沖縄の戦後教育史』沖縄県教育委員会、一九七七年所収、三四 - 三五頁）。

(59) 萩原真美前掲論文（「占領下沖縄における社会科の誕生」）、一七〇頁。

(60) 第十五号「学校制度ノ改革ニツイテ申請」一九四八年一月二一日（沖縄県教育委員会編前掲書所収、四〇頁）。

(61) 同上、四〇頁。

(62) 「新学制六・三・三を語る—山城文教部長と一問一答」『新教育』第一号、沖縄教育連合会、一九四八年八月、四 - 五、一〇頁（藤澤健一編著『占領下の奄美・琉球における教員団体関係史料集成』第七巻（沖縄群島）、不二出版、二〇一五年所収）。

(63) 同上、五頁。
(64) 秘書課「会議録10」一九四七年七月以降十二月迄（沖縄県立図書館史料編集室編『沖縄県史料』戦後2　沖縄民政府記録1、沖縄県教育委員会、一九八八年所収、四五八頁）。
(65)「陳情」（「沖縄民政府当時の軍指令及び一般文書5‐3　一九四七年」所収、沖縄県公文書館所蔵、資料コード：RDAE000105）。
(66) 秘書課「会議録10」一九四七年七月以降十二月迄（沖縄県立図書館史料編集室編前掲書所収、五六八頁）。
(67) 関連文書沖縄知事覚書第十五号「沖縄学校制度改正請願に対する回答」一九四八年三月一八日（沖縄県教育委員会編前掲書所収、四〇頁）。
(68) 沖縄民政府知事官房長情報課が刊行していた冊子、『情報』と考えられる。
(69) 沖縄県立図書館史料編集室編前掲書、六四七頁。
(70) 軍第十二号「六・三・三制学制」沖縄民政府知事官房長情報課『情報』沖縄民政府知事官房長情報課、一九四八年六月、一‐三頁。
(71) 同上、一頁。
(72) 秘書課「会議録11」一九四八年一月以降六月迄（沖縄県立図書館史料編集室編前掲書所収、六八五頁）。
(73) 萩原真美前掲論文（「占領下沖縄における社会科の誕生」）、一七〇頁。
(74) 沖縄教育連合会前掲書、五頁。

(75) 戸邉秀明前掲論文、四五四頁。